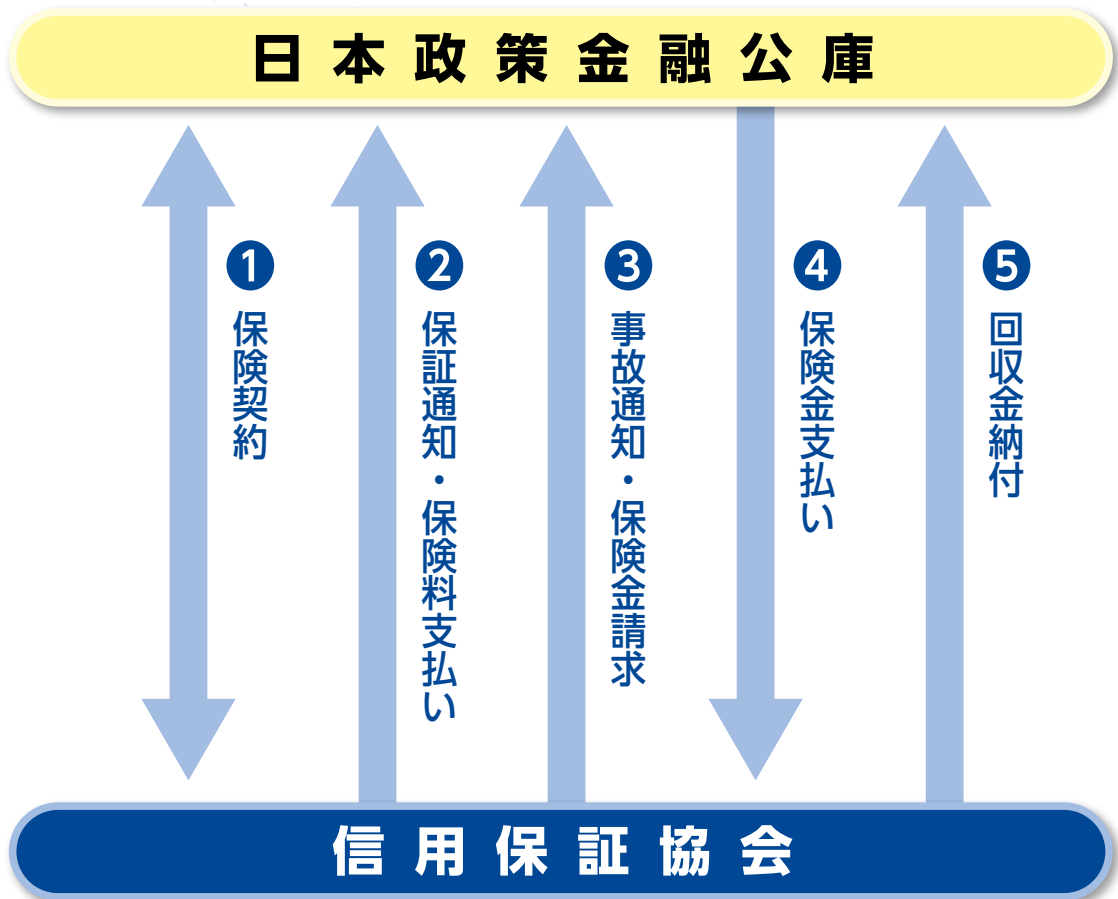


信用保証のしくみ

信用保険制度のしくみ



信用保険制度とは、保証協会の信用保証業務を日本政策金融公庫が再保険する制度をいいます。

- ①保証協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を保証協会と日本政策金融公庫の間で締結します。
- ②保証協会が一定の要件を備えた信用保証を行ったときは、①の契約に基づいて日本政策金融公庫に対して保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に対して代位弁済をしたときは、この事実を日本政策金融公庫に通知し、事故発生から一定期間を経過した後に保険金を請求します。
- ④日本政策金融公庫は、この請求に基づいて保険の種類ごとに定められた填補率（代位弁済額の元本部分の70%または80%または90%）により保険金を支払います。
- ⑤保証協会が保険金の受領後に求償債権を回収したときは、日本政策金融公庫に対して、填補率に応じて回収金を納付します。